

港区重層的支援体制整備事業の実施について

区は、包括的な支援体制を構築するため、令和3年の改正社会福祉法で創設された「重層的支援体制整備事業」の実施に向け、複合的な課題を抱える世帯への支援プランの作成や支援が届いていない世帯へのアウトリーチの試行、地域との繋がりを段階的に回復するための受け皿の把握などの準備を進めてきました。

今後、以下の内容を盛り込んだ実施計画を策定し、令和7年4月1日から港区重層的支援体制整備事業を本格的に実施します。

1 事業の概要（別紙イメージ図参照）

（1）包括的相談支援事業

福祉総合窓口を中心に、各相談支援機関が区民からの相談を幅広く受け止め、課題を整理し、利用可能な福祉サービスにつなぐとともに、関係機関と連携しながら支援を行います。単独の相談支援機関では対応が難しい場合は、多機関協働事業により多機関・多職種が連携して対応します。

相談支援機関

福祉総合窓口、高齢者相談センター、障害者基幹相談支援センター、障害保健福祉センター、新橋はつらつ太陽、精神障害者支援センター、障害者支援ホーム南麻布、港区生活・就労支援センター、みなと保健所、子ども家庭支援センター、子育てひろば あい・ぽーと、港区ひきこもり支援専用相談窓口、港区児童相談所

（2）多機関協働事業

各相談支援機関単独では対応が困難な事例に対し、「重層的支援プラン検討会議」を活用し、役割分担、支援の方向性の整理等の全体調整を行い、支援プランを定めるとともに、支援の進捗状況等を把握し、各相談支援機関に助言を行います。

個人情報の共有の本人同意が得られない場合は、守秘義務を課した「支援会議」を開催し、見守りや支援の体制を検討します。

重層的支援プラン検討会議	支援会議
個人情報の共有の本人同意を得た上で開催します。	個人情報の共有の本人同意が得られない場合であっても、構成員に守秘義務を課して開催します。
支援の方向性を整理したプランを定め、進捗状況の確認、必要に応じてプランの修正を行います。	情報共有により、庁内外の見守りや支援の体制を検討します。

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複雑化・複合化した課題を抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、訪問等により接触を図り、継続的に相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供、助言等を行います。高齢、障害、生活困窮、子ども、保健等の各分野でアウトリーチを行う相談支援機関とも連携し、対象者との信頼関係の構築や地域とのつながりの形成に向けた支援を行います。

(4) 参加支援事業

地域社会につながりがなく、支援を必要とする人に対し、地域とのつながりを段階的に回復するため、地域の社会資源等を活用して支援ニーズに沿った受入先の選定、マッチング及び定着支援を行います。



(5) 地域づくり事業

地域社会からの孤立を防ぐため、既存の事業や場所を活用し、地域住民が交流し、支え合うことができる多様な場や居場所を提供します。

主な事業・場所

介護予防総合センター、港区生活支援体制整備事業、障害保健福祉センター、精神障害者支援センター、子育てひろば事業、地域で支え合う～アロマネットワーク～、地域サロン「ちょこっと立ち寄りカフェ」、よちよち子育て交流会、高輪ほっとひといき子育て支援事業、高齢者みずベネット 等

2 実施体制

事業の実施にあたっては、多機関協働事業の一部、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業を港区社会福祉協議会に委託します。

港区社会福祉協議会では、社会福祉士、保健師等の専門職を増員し、体制を強化します。

3 事業費

港区社会福祉協議会への委託料 33,131千円

(財源) 重層的支援体制整備事業交付金 補助率(国) 1/2 (都) 1/4

4 今後のスケジュール(予定)

令和7年4月 港区重層的支援体制整備事業開始

